



鳥取県公報

平成12年2月21日(月)
号外第9号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|-------------------------------------|
| ◇ 告 示 | 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（経営指導課）…………… 1 |
| | 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（ク）…………… 1 |
| | 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（水産課）…………… 2 |
| | 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（ク）…………… 2 |

告 示

鳥取県告示第86号

平成8年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成12年2月21日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成12年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

鳥取県告示第87号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成12年2月21日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成12年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の1の項中「2.25パーセント」を「2.15パーセント」に、「年0.9パーセント」「年0.05パーセント」を「年0.8パーセント」に、「0.85パーセント」を「0.75パーセント」に改め、同表の2の項中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に、「1.15パーセント」を「1.05パーセント」に、「0.3パーセント」を「0.2パーセント」に、「1.1パーセント」を「1.0パーセント」に、「0.25パーセント」を「0.15パーセント」に改め、同表の3の項中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改め、同表の備考中「1億円」を「3億円」に、「7,000万円」を「1億円」に、「小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては50人、卸売業」

を「小売業を主たる事業とする場合にあっては50人、サービス業又は卸売業」に改める。

鳥取県告示第88号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年2月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成12年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

鳥取県告示第89号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年2月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成12年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1の表規則別表第6号の資金の項中「2.625パーセント」を「2.525パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び2の表中「2.5パーセント」を「2.4パーセント」に改める。